

第3章 基本理念と緑の将来像

第3章 基本理念と緑の将来像

1 計画の体系

「釧路市緑の基本計画」は以下のような基本理念、緑の将来像のもと、3つの基本方

基本理念
 水と緑に囲まれたまちを
 未来に向けて育て、
 一人ひとりが豊かに暮らし続ける
 緑のまちづくり

緑の将来像

釧路地域

- ・ 緑の大きな軸
- ・ 市街地の緑
- ・ 市街地に接する緑
- ・ 郊外の緑
- ・ 丘陵地の緑
- ・ 湿原の緑

阿寒地域

- ・ 緑の大きな軸
- ・ まちの緑
- ・ 農地の緑
- ・ 山の緑
- ・ 湖の緑

音別地域

- ・ 緑の大きな軸
- ・ まちの緑
- ・ 農地の緑
- ・ 山の緑
- ・ 水辺の緑

基 本

1 緑をまもる

国立公園を代表とする自然地域や都市内の緑の保全

自然の保全

自然の保全

- ・ 湿原、森林等の多様な自然の保全

緑のまちづくりの取り組み

(1) 市民による緑化の推進

- ① 修景緑化の推進(柳町公園花壇等)
- ② フラワー通りの道づくり
- ③ フラワーボックスによる緑化
- ④ 道路緑化の推進
- ⑤ ウェルカムフラワー事業(釧路空港等)
- ⑥ 農村景観形成活動事業
- ⑦ 公園里親制度の推進

(2) イベントなどによる啓発

- ① 緑の愛護賞
- ② 花壇コンクール
- ③ 街のみどりパネル展
- ④ 緑化講習会の開催
- ⑤ 自然ふれあい活動の推進
- ⑥ 植樹育樹事業
- ⑦ 緑化推進員、サクラ守などの人材育成
- ⑧ 緑や自然に関する情報発信

(3) 官民連携による公園等の管理運営の推進

- ① 指定管理者制度
- ② 設置管理許可制度
- ③ 新たな官民連携の検討
- ④ 住民参加による公園整備
- ⑤ 事業者による緑化等の取り組み

針等を定め、緑地の保全や緑化の推進に関する取り組みを展開します。



2 基本理念

「※釧路市まちづくり基本構想」「※釧路市都市計画マスタープラン」では、目指すべきまちづくり、まちの将来像を以下のように定めています。

釧路市まちづくり基本構想

つながる まち・ひと・みらい
ひがし北海道の拠点都市・釧路

第2次釧路市都市計画マスタープラン

ゆっくりと時の流れる大地に抱かれながら、
安らぎ、喜び、楽しみを感じてずっと暮らせるまち

本計画の指針となる「※北海道みどりの基本方針」では、

- ① 公園、緑地等の「緑の量的な確保」から、緑の多機能性(環境への効果、防災、レクリエーション、良好な景観創出等)を再認識し、柔軟な利活用によりストック効果を高める「緑の質の向上」を図ること。
- ② 人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、それぞれの地域の特性や状況に応じて、多様な主体により公園緑地等の緑を維持保全することが求められています。

本市では、市街地背後の自然環境の維持保全、身近にある公園等の整備、適切な維持管理及び利活用によって、良好な都市環境の形成を市民、事業者、行政が協働して進めることとし、前計画の理念を継承しつつ、緑の現況や課題を踏まえ、緑のまちづくりにおける基本理念を以下のように定めます。

水と緑に囲まれたまちをみらいに向けて育て、
一人ひとりが豊かに暮らし続ける緑のまちづくり



前計画(参考)

水と森と湿原に囲まれた、快適な緑のまちづくり
～ゆとりあるまちを目指して～



3 緑の将来像

豊かな自然と都市機能の調和を図る上で、市街地の背後にある湿原や森林、農地、河川、身近にある緑など、生活圏が広域的であることから、釧路地域、阿寒地域、音別地域に分けて、緑の将来像における緑の構成要素と概念図を示します。

表 緑の構成要素

阿寒地域

構成要素	構成要素の概要
緑の大きな軸	仁々志別川、阿寒川、舌辛川
まちの緑	ふれあい公園、街路樹等の道路空間の緑
公園緑地等	阿寒町富士見公園等
農地の緑	仁々志別、徹別地区等に広がる農地
山の緑	阿寒摩周国立公園を含む雌阿寒岳などの雄大な自然をはじめとする森林等
湖の緑	阿寒摩周国立公園を含む阿寒湖周辺の豊かな自然環境、周辺園地、遊歩道等の施設

音別地域

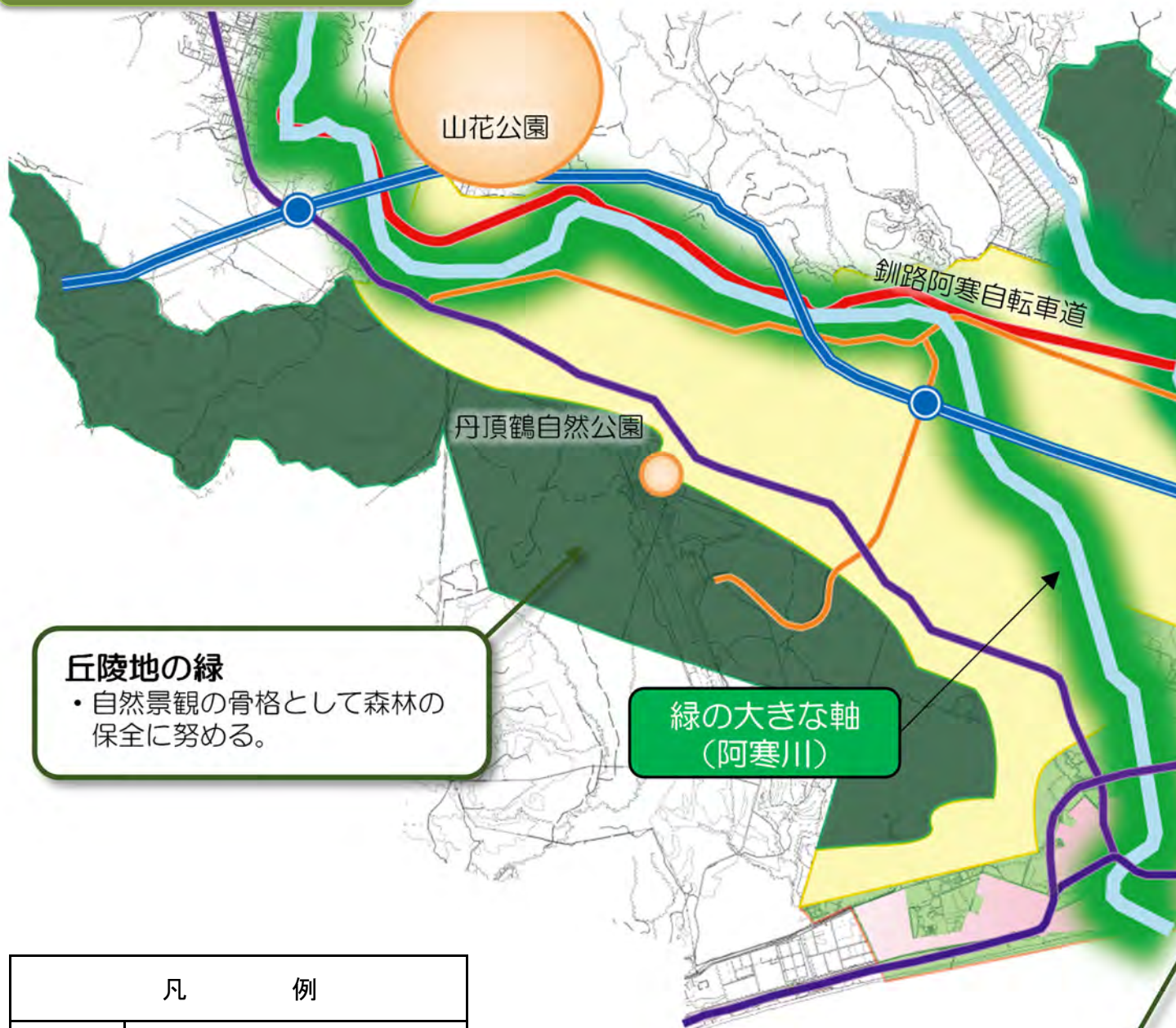
構成要素	構成要素の概要
緑の大きな軸	音別川
まちの緑	ふれあい公園、街路樹等の道路空間の緑
公園緑地等	音別町ふれあい公園等
農地の緑	音別川、尺別川沿いの平地に広がる農地
山の緑	農地の周りに広がる森林等
水辺の緑	海岸線やパシクル沼

釧路地域

構成要素	構成要素の概要
緑の大きな軸	新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川柳町公園
市街地の緑	都市公園や緑地、街路樹等の道路空間の緑
都市公園等	総合公園、運動公園、都市緑地等
その他	観光、交流施設
市街地に接する緑	市街地と釧路湿原との間の緩衝的な役割を持つ湿地帯等
郊外の緑	釧路地域北西部の農地等
丘陵地の緑	釧路地域西部、北西部、東部の森林等
湿原の緑	釧路湿原国立公園地域の豊かな自然環境



緑の将来像概念図(釧路地域)

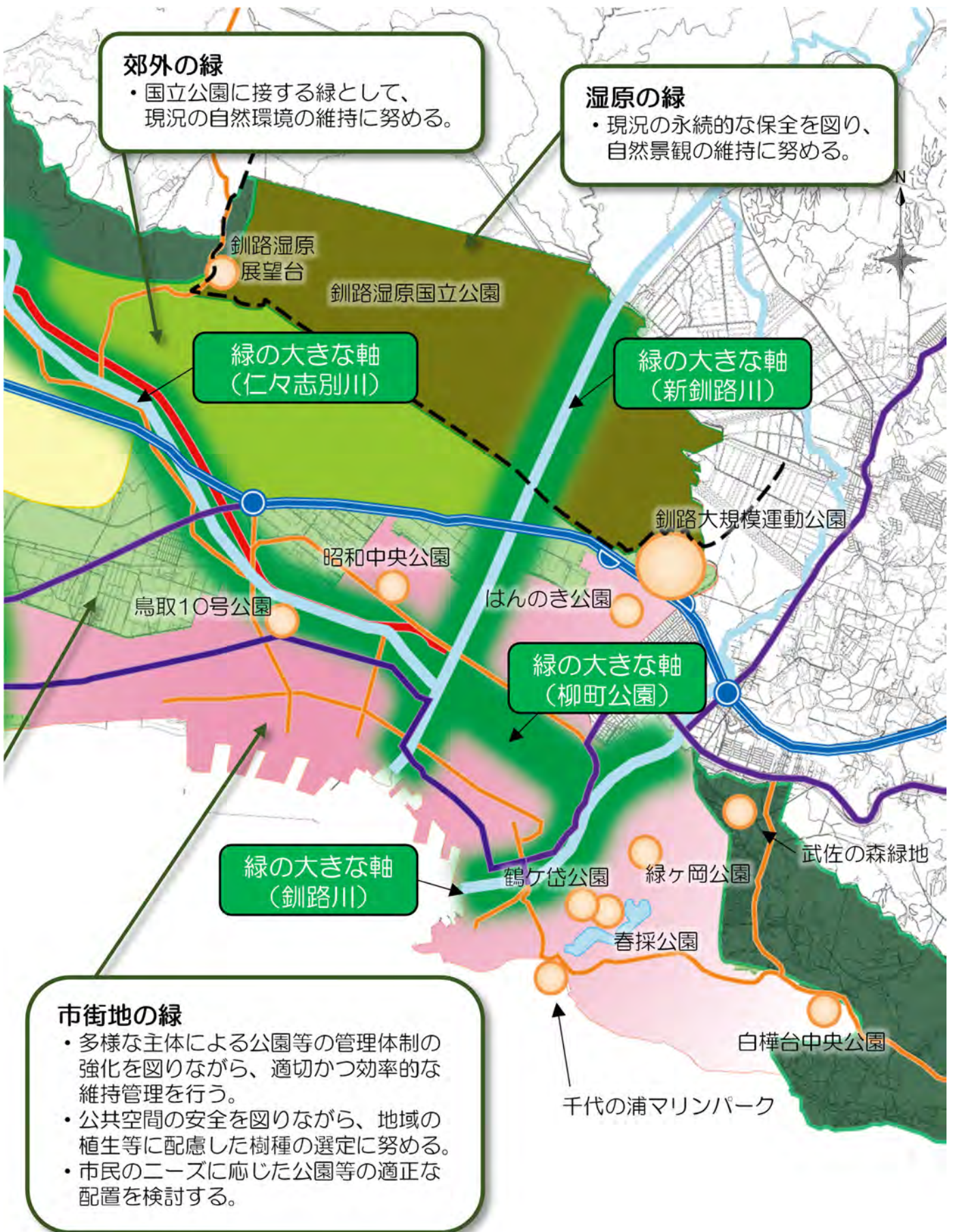


丘陵地の緑
 ・自然景観の骨格として森林の保全に努める。

緑の大きな軸 (阿寒川)

市街地に接する緑
 ・保全と利用のコントロールにより適切な土地利用を図り、市街地外縁部の緑としての機能を生かす。

凡 例	
	河川
	森林等
	農地等
	市街地
	市街地に接する緑
	主な都市公園等
	釧路湿原国立公園地域
	郊外の緑 (湿原、野草地、農地等)



第1章
緑の基本計画の概要

第2章
緑の現状と課題

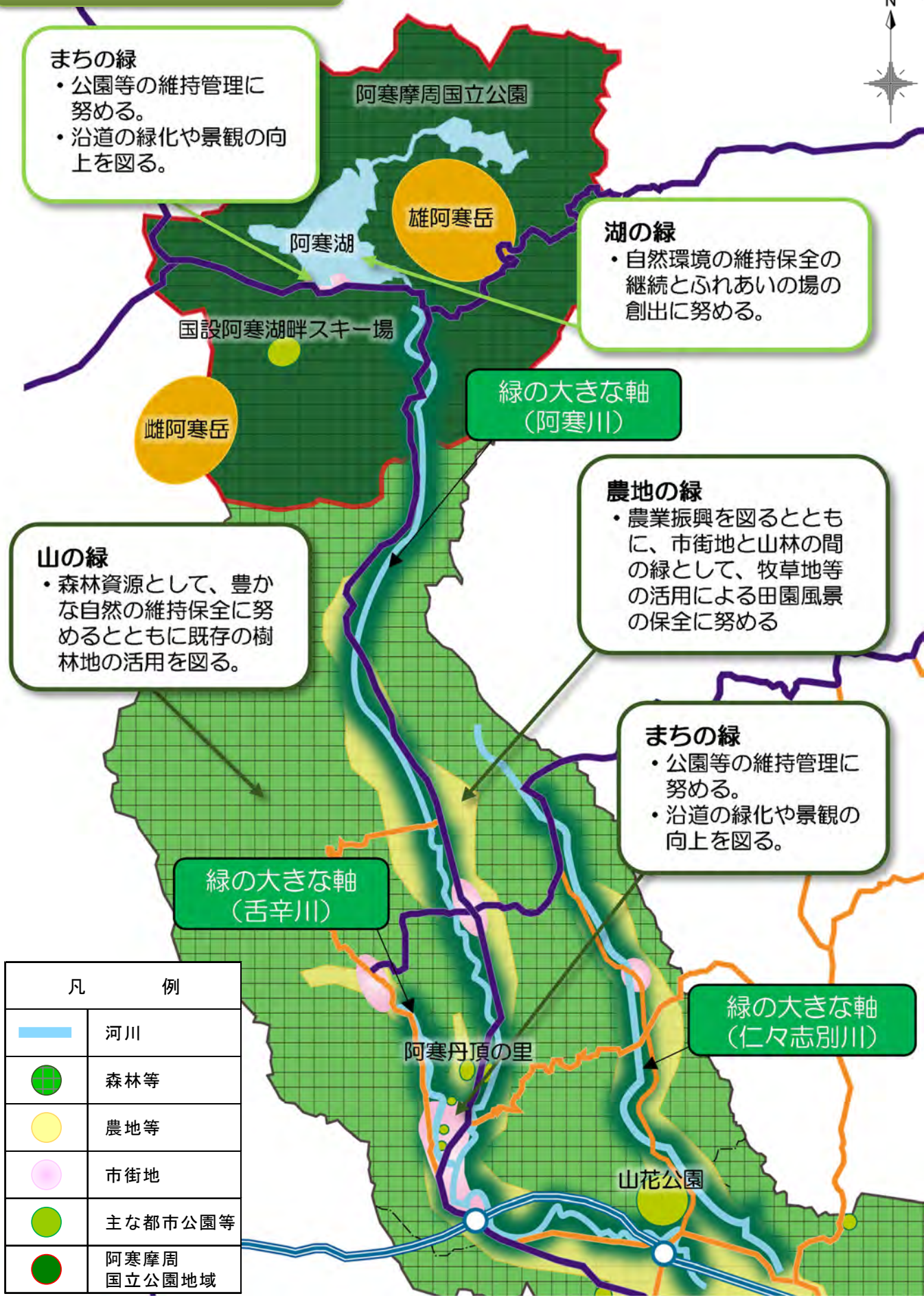
第3章
基本理念と緑の将来像

第4章
計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章
計画の目標

第1章 緑の基本計画の概要
 第2章 緑の現状と課題
 第3章 基本理念と緑の将来像
 第4章 計画の基本方針と緑のまちづくりの取組み
 第5章 計画の目標

緑の将来像概念図(阿寒地域)



山の緑
 ・森林資源として、豊かな自然の維持保全に努めるとともに既存の樹林地の活用を図る。

まちの緑
 ・公園等の維持管理に努める。
 ・沿道の緑化や景観の向上を図る。

湖の緑
 ・自然環境の維持保全の継続とふれあいの場の創出に努める。

緑の大きな軸
(阿寒川)

農地の緑
 ・農業振興を図るとともに、市街地と山林の間の緑として、牧草地等の活用による田園風景の保全に努める

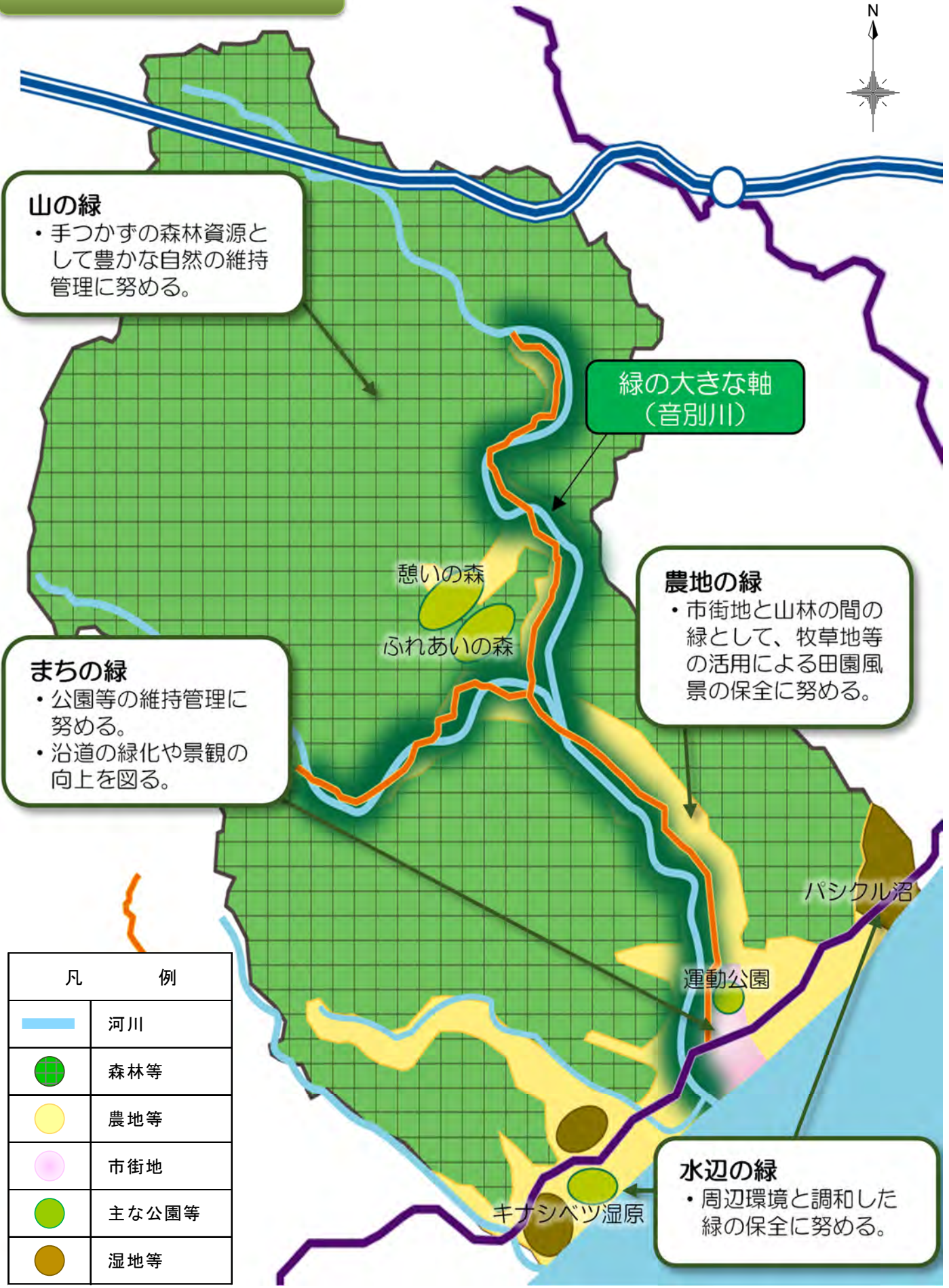
まちの緑
 ・公園等の維持管理に努める。
 ・沿道の緑化や景観の向上を図る。

緑の大きな軸
(舌辛川)

緑の大きな軸
(仁々志別川)

凡	例
	河川
	森林等
	農地等
	市街地
	主な都市公園等
	阿寒摩周国立公園地域

緑の将来像概念図(音別地域)



第1章

緑の基本計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

基本理念と緑の将来像

第4章

計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章

計画の目標

第4章 計画の基本方針と緑のまちづくりの取組み

第4章 計画の基本方針と緑のまちづくりの取組み

1 計画の基本方針

本市の緑の現況と課題を踏まえ、釧路湿原や阿寒湖周辺の貴重な自然環境の保全、市街地の緑の創出や農村地域の田園風景等の維持保全、既存の公園等の適切な維持管理及び柔軟な利活用による緑の質の向上を図るために、市民、事業者、行政が協働して、緑のまちづくりに取り組むことが重要です。

基本理念や緑の将来像を実現するため、基本方針を以下のように定めます。

方針1 緑をまもる

阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園を代表とする自然地域や都市内に現存する豊かで地域固有の緑を未来に残すため、関係機関や市民との連携協力、法制度等の適正な運用や土地利用の適正な誘導により、緑地の保全に努めます。

自然の保全

方針2 緑とあゆむ

市民一人一人の手によって公園等の身近な緑を守り育て、豊かな都市環境及び良好な都市景観を創出するため、市民意識の啓発を図るとともに、市民、事業者、行政の多様な主体による緑地の維持保全及び緑化活動を推進します。

方針3 緑をいかす

前計画の目標水準を、おおむね達成するまでに確保された公園等の緑を適切に維持管理するとともに、価値観の多様化により変化する地域のニーズを把握し、人口減少や少子高齢化等の社会経済状況の変化を見据えた持続可能な緑のまちづくりを進めていくことが重要です。

緑の大きな軸となる河川、身近な緑である公園等の柔軟な活用による緑の質の向上を図りながら、公園等の必要な整備と維持管理のバランスを保つことにより、市全体としての緑の機能を維持します。

緑のまちづくり

2 緑のまちづくりの取組み

(1) 市民による緑化の推進

① 公共オープンスペースの緑化活動

公園、道路、その他公共施設のオープンスペースへの花植などによる地域の緑化活動を、市民、事業者、行政が協働して推進します。



基本方針：緑とあゆむ、**将来像**：市街地の緑、まちの緑、農地の緑

② 公園里親制度の推進

公園の清掃、草刈、花壇づくりなどの公園の維持管理を町内会、事業者等の地域住民が実施する※公園里親制度の活用を推進します。



基本方針：緑とあゆむ、**将来像**：市街地の緑、まちの緑

※表中の区分における「継続」とは前計画から継続する取組み、「新規」とは前計画から新たに追加した取組みを意味します。

表 市民による緑化の推進の主な取組み

取組み	区分	実施目標				実施主体		
		短期	中期	長期	市民	事業者	行政	
		2020 R2	2025 R7	2030 R12				2040 R22
1 修景緑化の推進(柳町公園花壇等)	継続	→				○	○	○
2 フラワー通りの道づくり	継続	→				○	○	
3 フラワーボックスによる緑化	継続	→				○	○	
4 道路緑化の推進	継続	→				○	○	○
5 ウェルカムフラワー事業(釧路空港等)	継続	→					○	
6 農村景観形成活動事業	継続	→				○		○
7 公園里親制度の推進	継続	→				○	○	○

(2) イベントなどによる啓発

① 緑化活動の表彰

町内会、老人クラブ、市民、事業者等による地域の緑化活動への貢献や花壇づくりなど、優れた活動を表彰し、その活動内容を情報発信することにより、緑の普及啓発を図ります。



基本方針：緑とあゆむ、**将来像**：市街地の緑、まちの緑

② 講習会や体験学習会

園芸植物の育て方や生活との関わりについての講習会、釧路湿原周辺等の豊かな自然環境について様々な角度から体験する学習会を開催することにより、緑化活動や自然環境への関心を啓発します。



基本方針：緑とあゆむ、**将来像**：市街地の緑、まちの緑、郊外の緑、湿原の緑

③ 植樹育樹

花と緑のまちづくり推進員やサクラ守など、地域の緑化活動を担う人材を育成するとともに、市民参加による植樹育樹事業を継続して実施します。



基本方針：緑とあゆむ、**将来像**：市街地の緑、まちの緑

④ その他

本市の貴重な緑や自然をホームページ、SNS、情報冊子等、様々な情報媒体を活用し、多くの人々が情報発信することにより、緑や自然の大切さを啓発します。

基本方針：緑とあゆむ、緑をまもる、**将来像**：全ての緑

表 イベントなどによる啓発の主な取組み

取組み	区分	実施目標				実施主体		
		短期	中期	長期		市民	事業者	行政
		2020 R2	2025 R7	2030 R12	2040 R22			
1 緑の愛護賞	継続	→				○	○	○
2 花壇コンクール	継続	→				○	○	
3 街のみどりパネル展	継続	→						○
4 緑化講習会の開催	継続	→				○	○	
5 自然ふれあい活動の推進	継続	→				○		○
6 植樹育樹事業	継続	→				○	○	○
7 緑化推進員、サクラ守等の人材育成	継続	→				○	○	
8 緑や自然に関する情報発信	継続	→				○	○	○

(3) 官民連携による公園等の管理運営の推進

① 既存の官民連携による都市公園の管理運営の充実

指定管理者制度、設置管理許可制度等、本市において既に導入されている官民連携による都市公園の管理運営の充実を図ります。

基本方針：緑とあゆむ、緑をいかす、**将来像**：市街地の緑

(ア) 指定管理者制度（地方自治法）

a 内容

- 公の施設の設置管理に関する条例を定め、公園管理者以外の者（民間事業者等）に都市公園の管理運営を包括的に代行させることができる制度です。管理者の指定には議会の議決が必要です。

b 期待される効果

- 民間事業者のノウハウを生かした業務内容の提案、中長期的な業務期間、包括的な業務実施による、「サービスの質の向上」と「行政経費の削減」。

(イ) 設置管理許可制度（都市公園法）

a 内容

- 公園管理者以外の者の公園施設の設置等に関する条例を定め、公園の機能や利便性の向上が認められる場合に、公園管理者以外の者（民間事業者等）に公園施設の設置管理を許可できる制度です。

b 期待される効果

- 売店等、「公園管理者以外の者が設置管理することが当該都市公園の機能増進に資する」施設が設置管理されることによる、公園のにぎわい創出。
- 町内会等の地域住民団体が公園施設を設置管理することにより、地域に応じたきめ細やかな管理。



	指定管理者制度	設置管理許可制度
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の魅力向上を図るためには必要な管理水準を担保するための経費を確保しなければなりません。 指定期間が5年間であり、指定管理者が交代する場合は、ノウハウの断絶を防ぐために、新旧事業者間で円滑に移行できるよう工夫が必要となります。 指定管理者が公園施設を設置する場合は、別途設置管理許可が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置管理許可の期間は10年を超えることはできません。 イベントなどを実施する場合は、行為許可、占用許可（仮設工作物等）が必要です。

② 新たな官民連携による緑地及び都市公園の管理運営の加速

近年の都市緑地法、都市公園法等の改正により「市民緑地認定制度」や「公募設置管理制度(Park-PFI)」などが創設され、民間がより主体的に公園の管理運営に参画することが可能となったことから、これら諸制度の活用についての検討が望まれます。以下に、主な官民連携事業を例示します。

基本方針：緑をいかに、**将来像**：市街地の緑

(ア) 公募設置管理制度 (Park-PFI) (都市公園法)

a 内容

- 民間事業者が公園の収益施設（カフェやレストラン）を公共部分と一体で整備、管理運営することにより、既存の公園を再生し、より一層活性化することが可能となります。

実施事例(公衆用トイレ、飲食店)



木伏緑地(岩手県盛岡市)

※写真：岩手県盛岡市HPより

b 特徴

条件

- 公募対象公園施設を設置管理する者は、園路、広場など、公園管理者が指定する公園施設の整備を一体的に行うことが必要。
- 整備費は、公募時の条件において全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担することも可能。



特例

- 設置管理許可期間の特例 (10年→20年)
- 建蔽率の特例 (2%→12%)
- 占用物件の特例
認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を設置可能

(イ) 都市公園内への社会福祉施設の設置 (都市公園法)

a 内容

- 保育所や老人デイサービスセンターなどの社会福祉施設（通所型）を都市公園内に誘致することにより、双方の機能増進を図ることが可能となります。

(ウ) 市民緑地認定制度 (都市緑地法)

a 内容

- 空き地等の民有地を、地域住民の利用に供する設置管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置、管理、活用する制度です。

③ 住民参加による公園整備

本市では、住民説明会等を開催することにより、地域の意見を集約し、公園の整備計画へ反映させてきました。今後も、新規整備や施設の大規模改修においては、住民参加による公園整備を進めます。



基本方針：緑とあゆむ、**将来像**：市街地の緑、まちの緑

④ 事業者の緑化等の取組み

事業者の*CSRによる環境保全、環境配慮に取組む活動等は事業者の重要な役割となっています。本市では、工場緑化について優秀な取組みを行う事業者への国の表彰制度や、*釧路市企業立地促進条例に基づく特定工場の緑地整備に対する助成制度等、様々な制度を活用し、事業者の緑化等の取組みの啓発、促進を図ります。

基本方針：緑をまもる、緑とあゆむ、**将来像**：全ての緑

表 官民連携による公園等の管理運営の推進の主な取組み

取組み	区分	実施目標				実施主体		
		短期	中期	長期		市民	事業者	行政
		2020 R2	2025 R7	2030 R12	2040 R22			
1 指定管理者制度	新規	→					○	○
2 設置管理許可制度	新規	→				○	○	○
3 新たな官民連携の検討	新規	→				○	○	○
4 住民参加による公園整備	継続	→				○		○
5 事業者の緑化等の取組み	新規	→					○	○

(4) 多様なニーズに対応した公園等の充実

① 緑の拠点となる公園等の利用促進

身近な緑の拠点となる山花公園は、動物園、温泉、オートキャンプ場、釧路阿寒自転車道等の各施設の利用促進を図るとともに、キャンプ場施設を有する山花公園、阿寒丹頂の里、音別憩いの森は、国内外からの多様化する滞在型体験型観光に対応した施設の整備、管理運営、PR活動を積極的に進めます。



また、釧路大規模運動公園、総合公園（鳥取10号公園、柳町公園、春採公園）の機能及び利用環境の充実に努めます。

基本方針：緑をいかす、**将来像**：市街地の緑、まちの緑、郊外の緑、山の緑

② 既存の公園等の機能向上

園路の段差や急勾配の解消や、身障者対応のトイレや駐車場の整備等、バリアフリー化の促進に努めます。



※釧路市地域防災計画において広域避難場所に指定されている公園等については、給排水施設等のライフラインの確保のための検討を行うとともに、おおむね10ha以上の公園については、災害救助及び復興拠点としてのオープンスペースの確保及び防災機能の向上に努めます。

基本方針：緑をいかす、**将来像**：市街地の緑、まちの緑

表 多様なニーズに対応した公園等の充実に関する主な取組み

取組み	区分	実施目標				実施主体		
		短期		中期		市民	事業者	行政
		2020 R2	2025 R7	2030 R12	2040 R22			
1 山花公園、キャンプ場等の利用促進	継続	→					○	○
2 釧路大規模運動公園の充実	継続	→				○	○	○
3 総合公園の充実	継続	→				○	○	○
4 公園等のバリアフリー化	継続	→				○		○
5 防災機能の向上	継続	→					○	○

③ 公共空間の有効活用

防災庁舎前広場や幣舞橋を中心として上流側の釧路川リバーサイド緑地、下流側の幸町緑地や*耐震旅客船ターミナルは、市民や観光客の憩いの場となっているとともに、係留物揚場での漁業者による生産活動の場ともなっています。釧路川沿いの自然や景観、産業商業等の魅力を生かしたイベントや行事を開催し、市民や観光客と一緒に楽しめる地域交流の場とにぎわいの場の創出を検討します。



基本方針：緑をいかす、**将来像**：市街地の緑

表 公共空間の有効活用の主な取組み

取組み	区分	実施目標				実施主体			
		短期		中期	長期		市民	事業者	行政
		2020 R2	2025 R7	2030 R12	2040 R22				
1 官庁敷地の有効活用	継続	→					○	○	
2 親水空間の有効活用	新規	→				○	○	○	

(5) 新たな緑の活用と公園施設の長寿命化計画及び公園等の適正な配置

① グリーンインフラに関する取組みの推進

本市では、これまで、公園緑地等が一定程度整備され、市街地における緑の量を確保することにより、豊かな都市環境及び良好な都市景観が形成されてきました。

しかし、今後は、「気温の上昇や大雨の頻度の増加等の気候変動」、「人口減少や少子高齢化等の社会経済状況の変化を見据えた持続可能で魅力ある都市」、「老朽化が進行する社会資本の維持管理」への再構築が重要であり、社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、緑の多様な機能（※ヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留浸透、火災の延焼防止機能等）を活用するとともに、市街地の更新、公共施設の再編、民間開発等の際、市民、事業者、行政が連携し計画的に公園緑地等を整備、誘導する「グリーンインフラ」に関する取組みを進めます。

基本方針：緑とあゆむ、緑をいかす **将来像**：市街地の緑、まちの緑

図 グリーンインフラの事例

都市における緑の多様な機能の活用例

① 公共施設、公園、歩道等の透水性舗装や浸透ますなどの整備
② 住宅、建築物敷地への雨水浸透ます、雨水貯留タンクの設置助成

グリーンインフラの事例

- 気候変動への対応**
 ・ 総合治水対策とヒートアイランド対策の連携
- 投資や人材を呼び込む都市空間の形成**
 ・ 都市開発によるグリーンインフラの推進
- 人口減少等に伴う低未利用地の利活用**
 ・ 低未利用地のグリーンインフラとしての活用
- 都市空間の快適な利活用**
 ・ 都市の再生、更新等に合わせたグリーンインフラの形成
- 豊かな生活空間の形成**
 ・ 公園整備による自然環境の再生
 ・ 緑地保全による豊かな住環境とコミュニティ形成
- 民間資金を活用した豊かな都市環境の形成**
 ・ 民間資金を活用した居心地がよく歩きたくなる都市環境の形成

など

② 公園施設の長寿命化計画の推進

老朽化の進行している公園施設が数多くなっています。その維持管理にあたっては多大な費用を要することが見込まれており、今後、計画的な維持補修を行い、※ライフサイクルコストの低減を図ることが必要となります。将来にわたって安全で安心な公園の機能を確保するため、公園施設の点検管理及び更新計画を定める長寿命化計画を推進します。



基本方針：緑とあゆむ、**将来像**：市街地の緑、まちの緑

③ 長期未整備公園の見直し

長期未整備公園とは、将来的に公園を整備する区域を定めているものの、長期間整備が行われていない公園を指します。

人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化や、コンパクトなまちづくりの推進等、公園を取巻く環境は大きく変わってきており、長期未整備公園の中には当初の計画どおり整備する必要性が低下しているものもあります。

公園の必要な整備や維持管理に努める一方、長期未整備公園については、※釧路市立地適正化計画を踏まえ、既に供用している公園とのバランスや地域の特性等を勘案しながら、廃止を含めた見直しを進めます。

基本方針：緑とあゆむ、緑をいかす、**将来像**：市街地の緑

④ 港湾緑地の適切な機能維持や活用

港湾緑地については、今後も適切な維持管理に努めるとともに、港で働く人々の憩いの場や、地域住民が港に親しむ場としての活用を図ります。

なお、釧路港港湾計画に位置づけられている未整備の緑地については、整備の検討を進めます。

基本方針：緑とあゆむ、緑をいかす、**将来像**：市街地の緑

表 公園施設の長寿命化計画と公園等の適切な配置の主な取組み

取組み	区分	実施目標				実施主体		
		短期	中期	長期		市民	事業者	行政
		2020 R2	2025 R7	2030 R12	2040 R22			
1 グリーンインフラに関する取組みの推進	新規	→				○	○	○
2 公園施設の長寿命化計画の推進	継続	→						○
3 長期未整備公園の見直し	新規	→						○
4 港湾緑地の適切な機能維持や活用	新規	→						○

(6) 公園緑地の再編・再生及び適切な維持管理

① 公園緑地の再編・再生の推進

本市では、昭和後期の人口増加とともに数多くの公園が整備され、豊かな都市環境が形成されてきました。

当時の公園は画一的な整備が主流であり、多くの公園に同種・同規模の施設が設置され、現在まで利用されてきました。しかし、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化などにより、公園に求められるニーズは多様化し、既存の機能を維持するだけでは公園利用者の期待に応えられなくなっています。

今後は、周囲の土地利用状況や、将来人口の増減等を踏まえ、休養・休息、子どもの健全な育成、健康運動、地域コミュニティなどの様々な機能を果たすように機能の分担を図り、公園を利用者ニーズに合致させるため「公園ストック再編」に関する取り組みを進めます。

基本方針：緑をいかにす **将来像**：市街地の緑、まちの緑

【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



出典：都市公園の再編・集約化の促進（国土交通省）

② 適切な維持管理の継続

公園が安全で快適な状態を維持するには、施設の点検や修繕などの維持管理が欠かせません。本市において、人口減少が進むなか、現状の公園規模を維持し管理費を負担し続けながら、公園機能の充実や施設の更新を図るには大きな財政負担が生じます。

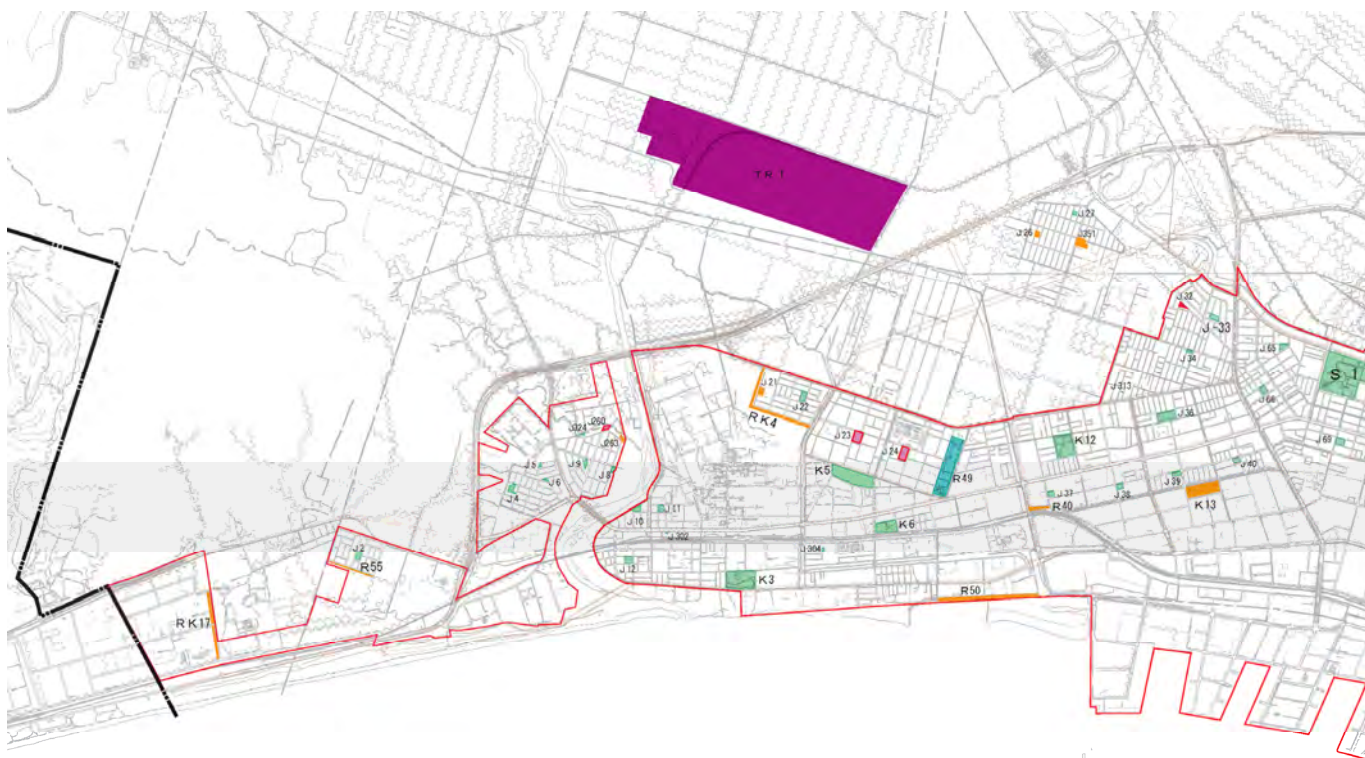
今後も適切な維持管理を継続するためには、長期的な視点における管理コストの低減にも配慮が必要です。公園施設長寿命化計画により施設の延命を図るとともに、同種の施設を有する近接公園との機能重複を解消するなどにより、管理コストの低減を図ります。













基本方針：緑とあゆむ、**将来像**：市街地の緑、まちの緑

取り組み	区分	実施目標				実施主体		
		短期		中期		市民	事業者 など	行政
		2020 R2	2025 R7	2030 R12	2040 R22			
1 公園緑地の再編の推進	継続			→				○
2 適切な維持管理の継続	新規	→						○



都市公園配置図



凡		例	
配置済		配置予定	
	J-〇〇 街区公園		整備予定
	K-〇〇 近隣公園		長期未整備 (都決済)
	C-〇〇 地区公園		長期未整備 (未都決)
	S-〇〇 総合公園		
	U-〇〇 運動公園		
	T-〇〇 特殊公園		
	R-〇〇 都市緑地		
	RK-〇〇 緩衝緑地		
	TR-〇〇 都市林		



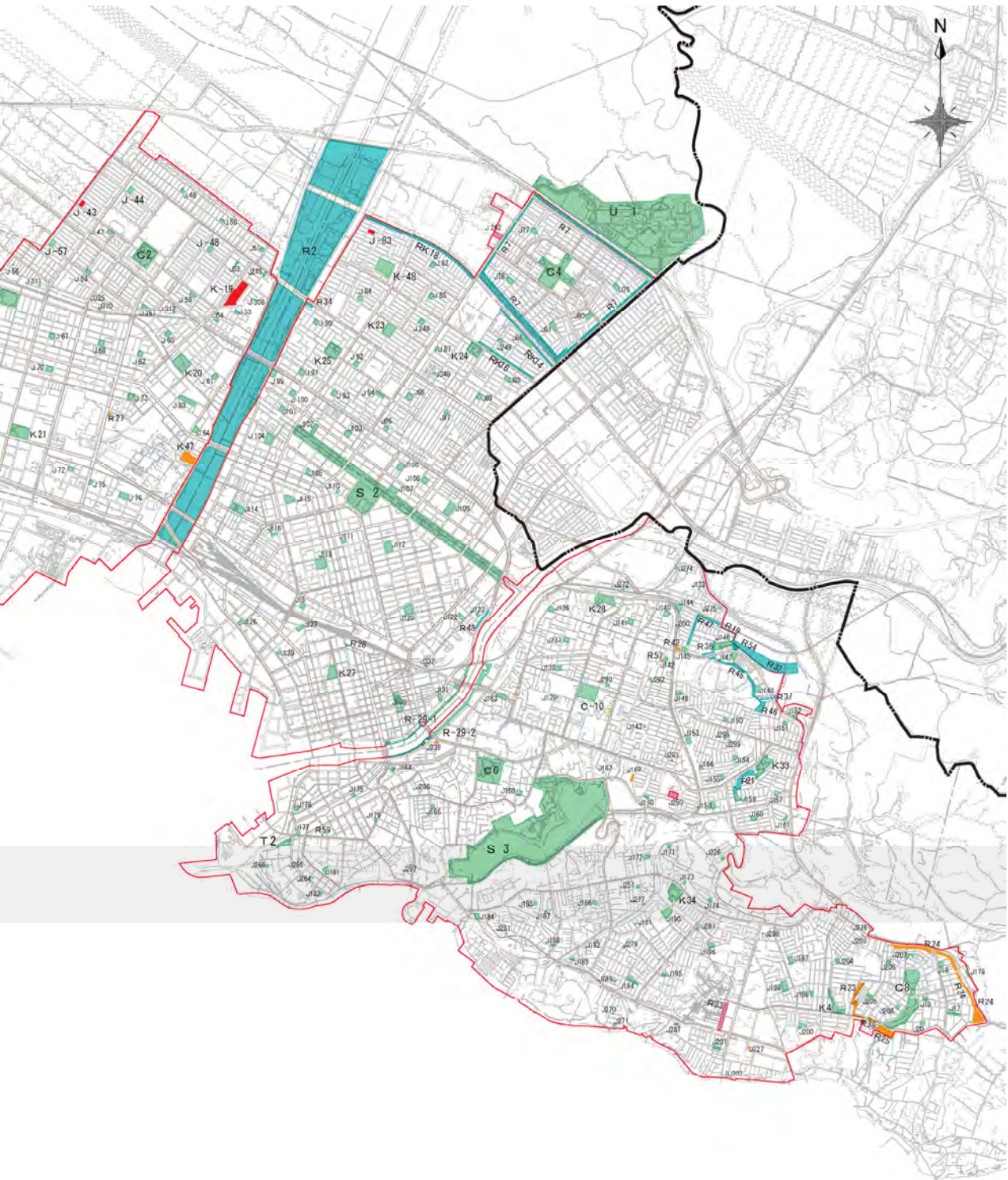
第1章
緑の基本計画の概要

第2章
緑の現況と課題

第3章
基本理念と緑の将来像

第4章
計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章
計画の目標



第1章
緑の基本計画の概要

第2章
緑の現況と課題

第3章
基本理念と緑の将来像

第4章
計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章
計画の目標

(参考) 都市公園の整備状況 (2020年(令和2年)3月31日現在)

整備済公園

区分	番号	公園名	区分	番号	公園名
運動公園	U-1	釧路大規模運動公園	都市緑地	R-2	新釧路川緑地
総合公園	S-1	鳥取10号公園		R-7	愛国緑地
	S-2	柳町公園		R-19	武佐2号緑地
	S-3	春採公園		R-21	武佐1丁目緑地
特殊公園	T-1	山花公園		R-28	駅前小公園
	T-2	米町公園		R-29-1	釧路川リバーサイド左岸緑地
地区公園	C-2	昭和中央公園		R-29-2	釧路川リバーサイド右岸緑地
	C-4	ほんのき公園		R-32	武佐の森緑地
	C-6	鶴ヶ岱公園		R-34	河川公園
	C-8	白樺台中央公園		R-36	武佐4号緑地
	C-10	緑ヶ岡公園		R-37	武佐6号緑地
	近隣公園	K-3		大楽毛6号公園	R-45
K-4		桜が岡中央公園		R-46	武佐5号緑地
K-5		大楽毛2号公園		R-47	武佐3号緑地
K-6		大楽毛1号公園		R-48	新釧路緑地
K-12		星が浦中央公園		R-49	星が浦緑地
K-20		鳥取1号公園		R-54	武佐7号緑地
K-21		鳥取7号公園		R-59	しゃも黄の井戸
K-23		文苑南公園		RK-14	新愛国団地遮断緑地
K-24		芦野1号公園		RK-16	新愛国団地2.0m緑地
K-25		愛国西3号公園		RK-18	文苑緑地
K-27		幸町公園		TR-1	音羽緑地
K-28		貝塚公園			
K-33		武佐若草公園			
K-34		茅野公園			
K-48		文苑中央公園			

ほか 街区公園207か所

整備予定公園

区分	番号	公園名
近隣公園	K-19	昭和東公園
街区公園	J-32	鶴野東2号公園
	J-43	昭和20号公園
	J-83	文苑5号公園

長期未整備公園

■都市計画決定済の公園			■その他の公園 ¹⁾			
区分	番号	公園名	区分	番号	公園名	
街区公園	J-23	星が浦3号公園	街区公園		緑ヶ岡1丁目8号公園	
	J-24	星が浦2号公園			仲の沢公園	
	J-250	永住4号公園			春採2丁目5号公園	
	J-260	まりも3号公園			昭和6号公園	
	J-262	愛国1号公園			星が浦6号公園	
都市緑地	R-33	益浦緑地			はくよう台2号公園	
都市計画未決定の公園	近隣公園	K-13		西港臨海6号公園		興津2丁目8号公園
		K-47		鳥取16号公園		興津1丁目7号公園
	街区公園	J-21		大楽毛3丁目公園		第2若葉公園
		J-26		鶴野1号公園		若草クルミ公園
		J-169		ときわ台公園		緑ヶ岡6丁目17号公園
		J-263		まりも4号公園		緑ヶ岡6丁目16号公園
		J-327		益浦3丁目公園		昭和3号公園
		J-339		大川公園		昭和15号公園
		J-351		鶴野中央公園		春採1丁目3号公園
	都市緑地	R-23		白樺台緑地(1)		緑ヶ岡つりばな公園
		R-24		白樺台緑地(2)		まりも2号公園
		R-25		白樺台緑地(3)		まゆみ公園
		R-27		鳥取三角緑地		大楽毛南3丁目公園
		R-38		白樺台緑地(4)		材木町小公園
		R-40		西港臨海1号緑地		星が浦北5丁目公園
		R-42		武佐4丁目緑地		貝塚3丁目公園
		R-50		星が浦2号緑地		鳥取南7丁目公園
		R-55		大楽毛1号緑地		大楽毛11号公園
R-57		緑ヶ岡6丁目緑地			星が浦7号公園	
緩衝緑地	RK-4	大楽毛3丁目緑地			星が浦12号公園	
	RK-17	釧路工業団地緑地(2)			星が浦11号公園	
					星が浦13号公園	
					星が浦14号公園	
					星が浦15号公園	
					星が浦16号公園	
					東釧路小公園	
				富士見2号公園		
				東釧路2号公園		
				東釧路3号公園		
				鶴野東1丁目公園		
				緑ヶ岡5丁目1.8号公園		
都市緑地				益浦3丁目緑地		
				星が浦4号緑地		
				星が浦5号緑地		
				昭和1号緑地		
				昭和2号緑地		
				昭和3号緑地		
				昭和5号緑地		
			武佐3丁目緑地			
			大楽毛南2丁目緑地			
			北斗緑地			

1)…都市計画未決定で、緑の基本計画に位置づけられていない公園

第5章 計画の目標

第1章
緑の基本計画の概要

第2章
緑の現況と課題

第3章
基本理念と緑の将来像

第4章
計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章
計画の目標

第5章 計画の目標

1 目標の設定

前計画では、公園等の整備に重点を置いた「緑の量を確保」する取組みを進め、一定程度の公園等の緑地が確保されてきました。本計画では、市民、事業者、行政の多様な主体による公園の維持管理や既存の公園等の柔軟な活用に重点を置いた「緑の質を向上」させる取組みを進めていきます。

このため、基本方針である「緑をまもる」「緑とあゆむ」「緑をいかす」の観点から、本市の緑地の維持保全及び緑化活動の推進を適切かつ効率的に取組むための指標として、目標年次までの計画目標を以下のように設定します。

目標1 豊かな自然や身近な公園等の緑をまもる

本市には、背後地の国立公園をはじめとした貴重な自然環境や、市街地に整備された公園等の緑地が存在します。

現況（2019年度(令和元年度)）で、これまで整備確保されてきた市街化区域における都市公園の面積は174.83ha（市街化区域一人当たりの面積は、11.1m²/人）、都市計画区域における都市公園の面積は441.44ha（都市計画区域一人当たりの面積は、27.5m²/人）となっています。自然公園法等の指定により維持保全を行ってきた緑地面積は8,422.20haあります。

法制度の指定等により市街地背後の豊かな自然の保全に努めるとともに、人口減少や少子高齢化等に対応した持続可能でコンパクトなまちづくりを進めながら、これまで整備確保されてきた公園等の緑地を維持保全していくため、目標年次（2040年度(令和22年度)）において、「都市計画区域における都市公園の面積」を25m²/人以上、維持保全することを目標とします。

また、今後予定している都市公園及び緑地の確実な整備確保のため、おおむね10年程度の目標として、「市街化区域における都市公園の面積」を178haとします。

目標2 市民、事業者、行政が協働して緑とあゆむ

現況（2019年度(令和元年度)）で、市民、事業者、行政の協働による緑化や維持管理が行われている公園の延べ数は126か所となっています。

目標年次（2040年度(令和22年度)）においては、人口減少や少子高齢化が進行することにより、町内会や市民団体の担い手不足等が課題となることが想定されますが、市民、事業者、行政が多様な関係性を構築し、地域のコミュニティ活動を活性化させることによって、「市民、事業者、行政の協働で維持管理する公園数」を延べ132か所とすることを目標とします。

目標3 公園等の適切な維持管理により緑をいかす

一定程度の整備確保されてきた公園等の適切な維持管理を行っていくことが重要です。既存の公園の中には、長期間経過し老朽化が進行している施設があります。

安全で安心な公園利用を確保し、利用環境を向上させるために、地域の実情を踏まえ、公園施設の計画的かつ効率的な改修や更新を進めます。

整備済の都市公園は約260か所あり、「改修や更新を行う公園数」を、おおむね20年間で130か所とします。

また、時代の変化に伴う公園に求めるニーズの多様化により、公園の利用状況に変化が生じています。限られた財源の中で公園の魅力を維持・向上させ、公園が地域住民の集う場所となるよう、公園の役割や機能を再評価し、公園施設の再編・再生を進めます。

施設機能の重複を解消し、適切な改修・更新を行うとともに、利用者ニーズに合致するよう公園施設の再編を行い、公園利用者の満足度の向上を図ります。

釧路市緑の基本計画 計画の目標

	現況 2019年度 (令和元年度)	目標年次 2040年度 (令和22年度)
目標1 都市計画区域における 都市公園の面積	25m ² /人以上の維持保全	
	市街化区域における 都市公園の面積	175ha
目標2 市民、事業者、行政の 協働で維持管理する公園数	延べ126か所	延べ132か所
目標3 改修や更新を行う公園数	おおむね20年間で130か所	

※1 整備予定の公共施設緑地を含む。目標年次は、おおむね2030年度(令和12年度)とする。

第1章

緑の基本計画の概要

第2章

緑の現況と課題

第3章

基本理念と緑の将来像

第4章

計画の基本方針と
緑のまちづくりの取組み

第5章

計画の目標

資料編

1 緑化目標の進ちょく状況

「緑の基本計画」の目標値(2020年度(令和2年度))に対する、2019年度末(令和元年度末)までの進ちょく状況は以下のとおりです。

緑化目標 の 進ちょく状況	確保状況	確保状況	数値目標	進ちょく状況
	2009年度 (平成21年度)	2019年度末 (令和元年度末)	2020年度 (令和2年度)	2019年度末 (令和元年度末)
目標1 市街地に占める 緑地面積(割合)	605ha (10.8%)	616ha (11.0%)	622ha (11.1%)	99.0%
目標2 都市公園の面積	407ha	441ha	448ha	98.4%
目標3 植栽路線延長	261.1km	264.9km	272.7km	97.1%

2019年度末(令和元年度末)の緑地面積等の確保状況は、いずれの目標においても、数値目標を達成していませんが、進ちょく率は97.0%以上となっており、公園等の緑地が一定程度、確保されています。

また、2009年度(平成21年度)から2019年度(令和元年度)までの、都市公園の整備状況は以下のとおりです。

年度		2009年度(平成21年度)				2019年度(令和元年度)			
種別区分	区域区分	市街化区域		都市計画区域		市街化区域		都市計画区域	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
人口		174,600		177,400		157,900		160,300	
都市公園	街区公園	201	39.98	202	40.10	206	41.18	207	41.30
	近隣公園	14	24.00	14	24.00	15	26.00	15	26.00
	地区公園	4	20.00	4	20.00	5	27.20	5	27.20
	住区基幹公園 計	219	83.98	220	84.10	226	94.38	227	94.50
	総合公園	3	55.10	3	55.10	3	55.10	3	55.10
	運動公園	0	0.00	1	66.60	0	0.00	1	66.55
	都市基幹公園 計	3	55.10	4	121.70	3	55.10	4	121.65
	歴史公園	1	0.63	1	0.63	1	0.63	1	0.63
	その他	0	0.00	1	36.80	0	0.00	1	36.80
	特殊公園 計	1	0.63	2	37.43	1	0.63	2	37.43
	緩衝緑地	3	1.49	3	1.49	3	1.57	3	1.57
	都市緑地	16	27.05	21	162.57	14	23.15	18	78.05
	都市林	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	108.20
都市公園 計	242	168.25	250	407.29	247	174.83	255	441.40	
市民一人当たりの 都市公園面積 (㎡/人)		9.6		23.0		11.1		27.5	

2 公園施設の長寿命化及び改築更新

既存の公園施設の改築更新や修繕等の実施に際しては、人口減少や少子高齢化等の社会経済状況の変化に対応し、将来の公園利用状況を見据え、「選択と集中」による効果的な投資が必要となります。

本市では、2013年度(平成25年度)に、総合公園等の主要な公園や地域の核となる都市公園58か所を第1次選定公園として位置づけ、優先的に老朽施設の改築更新の事業を実施してきました。

今後も、長寿命化計画により公園施設の延命を図りつつ、公園施設の効率的な機能維持のため、おおむね20年間で130か所程度の改築更新が必要と見込まれることから、継続して取組みを進めます。

地域の核となる公園(58)		左記公園を補完する公園(125)			
区分	公園名	区分	公園名	区分	公園名
幼児	春採仲公園	幼児 (22)	かもめ公園	街区 (59)	堤公園
	ニュータウン5号公園		愛国東公園		南大通公園
	ぬさまい公園		緑ヶ岡5丁目7号公園		白樺8号公園
	はまなす2号公園		緑ヶ岡6丁目9号公園		富士見公園
	まりも中央公園		くろゆり公園		武佐5号公園
	愛国西6号公園		浦見公園		武佐7号公園
	芦野3号公園		貝塚2丁目公園		文苑1号公園
	栄町平和公園		貝塚4丁目2号公園		文苑2号公園
	学園台2号公園		貝塚4丁目公園		緑ヶ岡5号公園
	駒場公園		興津2丁目3号公園		あけぼの1号公園
	光陽公園		興津エニシダ公園		ニュータウン1号公園
	材木町公園		桜ヶ岡2丁目公園		はまなす1号公園
	治水公園		昭和16号公園		やよい公園
	春日公園		昭和17号公園		芦野6号公園
	昭和中どり公園		新釧路2号公園		永住2号公園
	新富士1号公園		大楽毛12号公園		益浦かえで公園
	星が浦1号公園		大楽毛南8号公園		学園台3号公園
	鳥取4号公園		第2春興団地公園		佐野碑園
	鳥取9号公園		長陽公園		桜ヶ岡2号公園
	東本町公園		鶴野東1号公園		春採8丁目公園
	白樺1号公園		鶴野東4号公園		昭和10号公園
	武佐3号公園		緑ヶ岡5丁目14号公園		昭和11号公園
	武佐4号公園		あけぼの2号公園		昭和13号公園
	望洋公園		ときわ公園		昭和14号公園
緑ヶ岡2号公園	なかよし公園	昭和18号公園			
街区 (24)	愛国西3号公園	ニュータウン2号公園	昭和平和公園	昭和19号公園	
	芦野1号公園	ニュータウン3号公園	昭和中どり公園	昭和20号公園	
	貝塚公園	ニュータウン4号公園	新栄公園	西港臨海2号公園	
	茅野公園	愛国西1号公園	西港臨海4号公園	西港臨海5号公園	
	幸町公園	愛国西5号公園	大楽毛5号公園	大楽毛7号公園	
	桜ヶ岡中央公園	愛国西7号公園	大曲公園	大町公園	
	星が浦中央公園	愛国西8号公園	大内公園	中園公園	
	大楽毛1号公園	旭町公園	中島公園	仲浜公園	
	大楽毛2号公園	芦野4号公園	鳥取11号公園	鳥取12号公園	
	大楽毛6号公園	芦野5号公園	鳥取13号公園	鳥取14号公園	
	鳥取1号公園	永住1号公園	鳥取3号公園	鳥取5号公園	
	鳥取7号公園	益浦公園	鶴見公園	鶴野東2号公園	
	武佐若草公園	江南公園	鶴野東3号公園	東川公園	
	文苑南公園	高山ユリノキ公園	頓化公園	白金公園	
近隣 (14)	はんのき公園	桜ヶ岡望洋台公園	武佐2号公園	武佐6号公園	
	昭和中央公園	桜台西公園	文苑4号公園	文苑5号公園	
	鶴ヶ岱公園	桜台東公園	宝町1号公園	豊川公園	
	白樺台中央公園	汐見公園	緑ヶ岡1号公園	緑ヶ岡3号公園	
	緑ヶ岡公園	若草公園	昭和東公園	文苑中央公園	
	山花公園	寿町公園	村田公園		
	春採公園	春採北公園			
	鳥取10号公園	春洋公園			
	柳町公園	昭和12号公園			
	運動	釧路大規模運動公園	昭和2号公園		
緑地 (8)	しゃも寅の井戸	昭和かつら公園			
	愛国緑地	松浦公園			
	駅前小公園	沼尻公園			
	釧路川リバーサイド右岸緑地	新川公園			
	釧路川リバーサイド左岸緑地	新富士3号公園			
	新釧路川緑地	西港臨海1号公園			
	星が浦緑地	川北公園			
	武佐の森緑地	大楽毛4号公園			
特殊	米町公園	第3若草公園			
		第8若草公園			
		鳥取2号公園			
		鳥取6号公園			
	鳥取8号公園				
	鶴野2号公園				

2014年度(平成26年度)から2019年度(令和元年度)までに、都市公園の長寿命化計画に基づき改築更新や修繕を実施した公園は以下のとおりです。

2014年度 (平成26年度)			
番号	公園名	公園種別	改修施設
1	釧路大規模運動公園	運動	運動
2	光陽公園	街区	遊具
3	星が浦1号公園	街区	遊具、一般
4	緑ヶ岡2号公園	街区	遊具

2015年度 (平成27年度)			
番号	公園名	公園種別	改修施設
1	釧路大規模運動公園	運動	運動
2	鶴ヶ岱公園	地区	一般
3	治水公園	街区	遊具

2016年度 (平成28年度)			
番号	公園名	公園種別	改修施設
1	釧路大規模運動公園	運動	運動
2	山花公園	総合	一般
3	白樺台中央公園	地区	遊具
4	鶴ヶ岱公園	地区	遊具
5	愛国西3号公園	近隣	遊具
6	鳥取7号公園	近隣	遊具
7	春日公園	街区	遊具
8	光陽公園	街区	一般
9	駒場公園	街区	遊具
10	治水公園	街区	遊具
11	昭のみどり公園	街区	遊具
12	鳥取4号公園	街区	遊具
13	はまなす2号公園	街区	遊具
14	東本町公園	街区	遊具
15	望洋公園	街区	遊具

2017年度 (平成29年度)			
番号	公園名	公園種別	改修施設
1	釧路大規模運動公園	運動	遊具
2	鳥取10号公園	総合	遊具
3	柳町公園	総合	遊具
4	山花公園	総合	一般
5	茅野公園	近隣	遊具
6	幸町公園	近隣	遊具
7	芦野3号公園	街区	遊具
8	白樺1号公園	街区	遊具
9	ぬさまい公園	街区	遊具

2018年度 (平成30年度)			
番号	公園名	公園種別	改修施設
1	柳町公園	総合	遊具
2	白樺台中央公園	地区	一般
3	はんのき公園	地区	遊具
4	大楽毛6号公園	近隣	一般
5	鳥取1号公園	近隣	遊具
6	芦野3号公園	街区	遊具
7	栄町平和公園	街区	遊具
8	武佐の森緑地	緑地	一般

2019年度 (令和元年度)			
番号	公園名	公園種別	改修施設
1	釧路大規模運動公園	運動	一般
2	鳥取10号公園	総合	運動
3	柳町公園	総合	一般
4	大楽毛6号公園	近隣	遊具、一般
5	春採仲公園	街区	遊具
6	まりも中央公園	街区	遊具
7	武佐の森緑地	緑地	一般

- ◎ 遊具: 遊戯施設
- ◎ 一般: 一般施設(遊具以外の公園施設)
- ◎ 運動: スポーツ施設等

3 釧路市の重要な緑地等

都市計画区域における自然環境保全の視点から、重要と捉えられる緑地等は以下のとおりです。

区分	名称	面積	概要
良好な植物群落、野生動物生息地等 良好な水辺地、湧水地等	釧路湿原国立公園	2,595ha (都市計画区域内)	都市計画区域北部の地域一帯は、ハンノキ・ヨシ群落を主体とする湿原であり、国立公園地域に指定されるなど貴重な自然地域である。国内では、この地域のみに見られる市指定の天然記念物キタサンショウウオの生息地となっている。
	春採湖	36.00ha	国の天然記念物に指定されているヒブナの生息地。
特徴的な地形、地質を有する海岸等	大楽毛海岸	—	白糖町との行政区付近から阿寒川河口付近の砂浜は、ハマナスなど海岸植物の自生地となっており、良好な海浜景観を呈している。
	砂岩脈	0.005ha	古第三紀(およそ3,800万年前)の地層の間に、幅4m以上の砂岩脈が垂直に存在している。「春採太郎」という愛称で市の天然記念物に指定されている。
	かいしよくがい 海食崖	—	春採、白樺、興津、弁天ヶ浜などの海岸線は海成段丘のそそり立った海食崖となっており、特異な自然環境を呈している。
伝統的、歴史的意義を有する緑、水辺など	モシリヤチャシ跡	0.99ha	アイヌ文化期のチャシで、標高18mの自然の丘を利用して作られており、国指定の史跡となっている。
	ハルトル チャランケチャシ跡	1.17ha	春採湖の北側に突出する半島の先端部にあるアイヌのチャシで、ナラなどの高木が北側にある以外は草地の状態が残されており、国指定の史跡となっている。
	春採台地竪穴群	1.77ha	春採公園の中にあり、湖を囲む周辺の台地一帯は擦文時代後半の集落地であった。現在、擦文文化期の竪穴住居跡59か所が確認されており、国指定の史跡となっている。
	東釧路貝塚	0.61ha	東釧路の背部で釧路地域北部を望む丘にあり、全面が草原の公園区域となっており、国指定の史跡となっている。
	北斗遺跡	23.34ha	釧路市中心部から北西約10kmに位置する。地形は2段の海成段丘で、遺跡は低い段丘に点在しており、国指定の史跡となっている。
	三津浦古谷遺跡	3.90ha	縄文中期の遺跡で、続縄文とオホーツク式の各期にまたがる集落跡で、釧路海岸台地に残された竪穴群としては最も保存状態が良く、市指定の史跡となっている。
文化的意義を有する緑、水辺など	丹頂鶴自然公園	9.80ha	タンチョウの保護を目的として、1958年(昭和33年)8月、5羽のタンチョウを放し開園された。開園10年目に自然ふ化、1970年(昭和45年)には人工ふ化に成功している。
	釧路小学校 環境緑地保護地区	0.16ha	釧路市内で最も古い歴史のある釧路小学校(旧日進小学校)の敷地内に、ヤチダモを主とする160本程度の貴重な樹木がある。

4 動物相の概要

釧路地域及び周辺の動物の内、中・大型哺乳動物では、農耕地も含めて全域的に生息情報が多いキタキツネのほか、エゾシカ、エゾリスなどが丘陵地に生息しています。小型哺乳類では、ネズミ類とトガリネズミ類が森林や原野に広く生息しています。

鳥類は、丘陵地においてはシジュウカラ、ヒガラ等の森林性の鳥類が、湿原においてはシマセンニョウ、コヨシキリ、オオジュリンなどの湿原、草原性の鳥類が観察されます。また、釧路湿原及びその周辺は、タンチョウの生息地として知られており、その他にアオサギ、オオジシギなどの営巣、繁殖の場になっています。

両生類、爬虫類は、道内に広く分布するエゾアカガエル、シマヘビ、アオダイショウなどが生息しています。

魚類は、新釧路川、仁々志別川等の下流に、ウグイ、ヌマガレイ、ウキゴリなどが生息しています。

昆虫類は、エゾハルゼミ、エゾマイマイカブリなど、北海道の山林原野、農耕地に分布するものが大半であり、釧路湿原はトンボ類が多いことで知られています。

釧路地域及び周辺に生息する生物のうちで法令等により保護、保全の対象となっている生物は以下のとおりです。

種名	指定	法令
タンチョウ	特別天然記念物 国内希少野生動植物種	文化財保護法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)
オジロワシ	天然記念物 国内希少野生動植物種	文化財保護法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)
オオワシ	天然記念物 国内希少野生動植物種	文化財保護法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)
クマゲラ	天然記念物	文化財保護法
ヒシクイ	天然記念物	文化財保護法
春採湖のヒブナ生息地	天然記念物	文化財保護法
キタサンショウウオ	天然記念物	釧路市文化財保護条例
シマフクロウ	天然記念物 国内希少野生動植物種	文化財保護法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)



5 水系の概要

釧路地域を流れる主要な河川のうち、大きな軸として、新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川があります。

釧路川は屈斜路湖を水源とし、標茶町にて南西流に向きを変えた後、釧路地域北部に位置する釧路湿原国立公園内を経て、釧路市街にて太平洋に注ぐ流路延長約 154km、流域面積約 2,510km² の一級河川です。釧路湿原東部の岩保木付近から下流は、名称が新釧路川と命名されています。また、釧路町岩保木の水門から下流の釧路川は北海道管理となり、水門から南東流し、途中南西に流れを転じた後、釧路市街にて太平洋に注ぐ流路延長 17km、流域面積 167km² の一級河川です。

新釧路川の支流仁々志別川は、阿寒地域と鶴居村の山地を源とし流路延長約 51km、流域面積約 162km² の一級河川で、釧路地域市内を東西に横断し市街にて本流に注いでいます。

また、阿寒川は阿寒湖を水源とし、釧路地域西部の市内農地を流れ大楽毛海岸にて太平洋に注ぐ、流路延長約 98km、流域面積約 718km² の二級河川です。釧路市行政区域内を流れる河川の中では最長です。

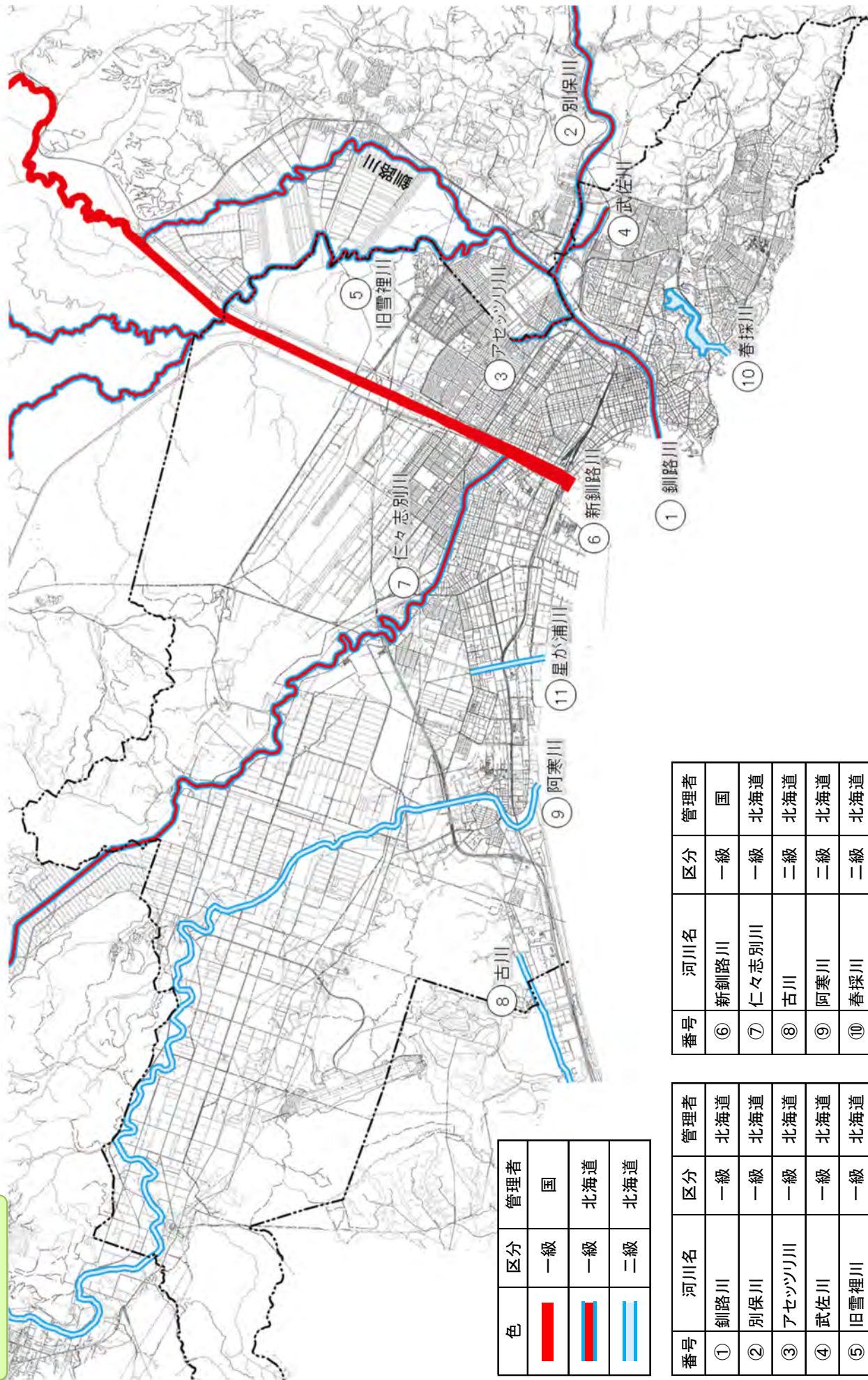
釧路地域の主な湖沼では、南東部の位置に春採湖があります。この湖は東西に長く、その延長 1.7km、湖面周囲 4.7km、面積約 36ha の海跡湖です。春採湖はヒブナの生息地として国の天然記念物に指定されています。釧路地域の主な河川は以下のとおりです。

水系	名称	区分	管理者	都市計画区域内延長(km)
釧路川	釧路川	一級	北海道	4.7
	別保川	一級	北海道	2.0
	アセツリ川	一級	北海道	2.0
	武佐川	一級	北海道	2.0
	旧雪裡川	一級	北海道	6.9
	新釧路川	一級	国	8.5
	仁々志別川	一級	北海道	12.0
庶路川	古川	二級	北海道	1.3
阿寒川	阿寒川	二級	北海道	17.0
春採川	春採側	二級	北海道	2.2
星が浦川	星が浦川	二級	北海道	1.4



地理院地図より作成

釧路地域の河川



色	区分	管理者
■	一級	国
■	一級	北海道
■	二級	北海道

番号	河川名	区分	管理者
①	釧路川	一級	北海道
②	別保川	一級	北海道
③	アセツリ川	一級	北海道
④	武佐川	一級	北海道
⑤	旧雪裡川	一級	北海道

番号	河川名	区分	管理者
⑥	新釧路川	一級	国
⑦	仁々志別川	一級	北海道
⑧	古川	二級	北海道
⑨	阿寒川	二級	北海道
⑩	春採川	二級	北海道
⑪	星が浦川	二級	北海道

6 釧路市の花・木

本市では、釧路市合併一周年を記念し、旧3市町(旧釧路市、旧阿寒町、旧音別町)が、それぞれ制定していた花・木を継承し、2006年(平成18年)10月11日に、「釧路市の花・木」として制定しています。

釧路市の花

キンレンカ

ノウゼンハレン科 キンレンカ属



花は兜、葉は盾を連想させることにより学名は、勝利のトロフィーに由来する。夜の気温が18℃以下で良く開花し、それ以上になると開花しなくなる。矮性(わいせい)の蔓(つる)が伸びにくい品種と、よく伸びる品種がある。

スズラン

ユリ科 スズラン属



君影草(きみかげぞう)とも呼ばれ、全草に有毒な配糖体を含む。日本では山や高地の草原に自生し、北海道では平地にも生育する。多年草で、地下茎は横に這い、地上に茎を伸ばす。葉鞘(ようしょう)の筒が直立し、その先端から楕円形の葉が二枚くらい展開する。葉は緑色で柔らかく、わずかに粉を吹く。

エゾリンドウ

リンドウ科 リンドウ属



低地から山地の湿地等に生え、茎の高さは30～80cm。茎頂と上部の葉腋(ようえき)に長さ3～5cmの青紫色の花を数個ずつ付ける。葉は披針形から広披針形で対生し、裏は粉白色を帯びる。

釧路市の木

ハシドイ

モクセイ科 ハシドイ属



山地に生育する落葉小高木。高さは8～10mになる。前年枝の先に長さ15～25cmの円錐花序(かじよ)を出し、香りの良い白い4弁の花をびっしり付ける。日本に自生するライラックの仲間はいずれもこれだけである。

エゾヤマザクラ

バラ科 サクラ属



本名オオヤマザクラ、本州中北部より北では山野でごく普通に見られるサクラ。花は淡紅色から紅色で、葉が出るのとほぼ同時に咲く。果実は紫黒色に熟す。葉は楕円形で先は尾状に細長くとり、ふちにはぎざぎざがある。

ナナカマド

バラ科 ナナカマド属



山地帯から亜高山帯の林内に生える高さ7～10mの落葉高木。灰色を帯びた暗褐色の樹皮をもつが、枝は濃紫紅色で全体に毛がない。7回も竈(かまど)に入れても焼け残るというほど、材が燃えにくく、名前の由来のひとつとなっている。

項目		制定の経過	制定の方法
旧 釧 路 市	花	1972年(昭和47年)9月5日、「市民の花選定委員会」で、キンレンカを市民の花として選定。市制施行50周年記念事業の一環として「花と緑できれいなまちを」をテーマに、緑いっぱい市民運動世話人会、緑の銀行、市民憲章推進協議会、釧路市の共同で公募を行った。	公募で上位となったキンレンカ、パンジー、キンセンカの中から、①市民の投票で1位となった、②誰にでも手軽に栽培できる、③低温、日照不足、潮風など、釧路地方特有の環境に対応できる、④うるおいの乏しい釧路の風土にマッチしたまちづくりに役立つ、という理由で委員全員の賛成でキンレンカに決まった。
	木	1969年(昭和44年)5月6日、「釧路の木選定会議」で、ハシドイを釧路の木として選定。釧路市開基100周年記念事業の緑化事業の一環として、樹種を提示した上で、市民投票を行った。	選定会議を開催し、釧路に適すると思われる13種の木から7種類に絞り込み、市民投票を行った。投票結果の上位3位程度を、さらに選定会議で検討し選定した。
旧 阿 寒 町	花	1985年(昭和60年)12月16日、「阿寒町開基100年記念事業実行委員会」でスズラン及びエゾヤマザクラを選定。阿寒町開基100年記念事業の一環として、将来における環境緑化、美化運動等を目指し、花種及び樹種を提示し、町民から公募した。	記念事業実行委員会で阿寒町に相応しいと思われる6種類の候補を示し、公募の上位2種から同委員会総務部会で選定した。
	木		
旧 音 別 町	花	1985年(昭和60年)6月2日、「音別町開基70周年記念事業推進委員会」でエゾリンドウ及びナナカマドを選定。音別町開基70周年記念事業の一環として、「こだまが語る70年未来へ(あすへ)はばたけ我が郷土」をテーマに、町民から公募した。	公募の中から記念事業推進委員会で選定した。選定の理由は、町内の山地に植生し、栽培もし易く、家庭の庭木や街路樹等にも適する樹種であり、夏の青葉、秋の紅葉、そして冬も赤実が残り、北国のムードをもつ木であること。
	木		

用語解説

あ行

うんどうこうえん

● 運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ、1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。

P13

おんしつこうがス

● 温室効果ガス

大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類。

P5

か行

がいくこうえん

● 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。

P13

かんきょうりよくちほごちく

● 環境緑地保護地区

北海道自然環境等保護条例第22条に基づき、知事は、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持環境緑地保護地区又は造成することが必要な地区を、環境緑地保護地区として指定できる。

P18

きんりんこうえん

● 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積2haを標準として配置する。

P13

くしろしきぎょうりちそくしんじょうれい

● 釧路市企業立地促進条例

本市における産業の振興を促進するため、市内に事業場を新設又は増設する者に対し、課税の免除及び助成の措置を行うことにより、本市経済の発展と雇用機会の拡大を図り、活力あるまちづくりを推進することを目的とする条例。平成17年10月11日釧路市条例第148号。

P47

くしろしちいきぼうさいけいかく

● 釧路市地域防災計画

本市に係る地震等の災害に関し、予防、応急及び復旧等の対策を実施するに当たり、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、本市防災の万全を期することを目的として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、釧路市防災会議が作成する震災対策に関する計画。

P48

くしろしとしけいかくマスタープラン

● 釧路市都市計画マスタープラン

市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像、整備課題に応じた整備方針、都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定めるもので、都市計画の方針を示すもの。釧路市では、2001年(平成13年)3月に策定され、2009年(平成21年)3月に改訂を行い、2021年(令和3年)3月に第2次釧路市都市計画マスタープランを策定。

P3、P34

くしろしまちづくりきほんこうそう

● 釧路市まちづくり基本構想

まちづくりを進めていくために策定した本市の個別計画や施策の最上位となる指針。釧路市まちづくり基本条例第23条に基づき2018年(平成30年)3月に策定。計画期間は2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)。

P3、P34

くしろしりちてきせいかけいかく

● 釧路市立地適正化計画

釧路市都市計画マスタープランの一部とみなされ、まちづくりの基本目標の一つである「コンパクトなまちづくり」を実現するための計画。都市再生特別措置法第81条に基づき2017年(平成29年)3月に策定し、2019年(平成31年)3月に改訂。計画期間は、おおむね20年。

P27、P51

こうえんさとおやせいど

● 公園里親制度

公園の美化及び保全等のため、ボランティアで活動を行う団体を公園の里親とし、その活動を円滑に推進することを目的とする釧路市独自の制度を平成13年度から実施している。市は、草刈り機材等の貸し出しを行い、対象団体は、釧路市内の町内会、愛護会及び民間事業者(市外も可)など、公園の美化活動等を行っている又は行おうとする団体。

P43

さ行

シーエスアール

● CSR

Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の頭文字をとった言葉で、法の遵守、経済的責任等、企業活動の上で最低限必要なものから、企業倫理の重視、情報開示、社会への貢献等、企業が果たすべき社会的責任を意味する。

P47

しぜんこうえんほう

● 自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。昭和32年6月1日法律第161号。

P18

しんりんほう

● 森林法

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする法律。昭和26年6月26日法律第249号。

P18

そうごうこうえん

● 総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ、1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。

P13

た行

たいしんりょかくせんターミナル

● 耐震旅客船ターミナル

重要港湾釧路港の東港区北地区に位置し、耐震強化岸壁や幸町緑地等で構成されるエリア。都心部に大型旅客船の寄港が可能となったほか、災害時には緊急物資を輸送する防災拠点になる。

P49

ちいきしんりんけいかくたいしょうみんゆうりん

● 地域森林計画対象民有林

地域森林計画の対象となる民有林。地域森林計画民有林では、面積が1haを超える土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為に対して、都道府県知事の許可を必要とする。

P18

としけいかくくいき

● 都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量等の現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について、都道府県が指定する区域。

P2、P3、P18

としこうえん

● 都市公園

都市計画決定の有無にかかわらず、都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園、緑地、墓園（墓域部分を除く）及び都市計画区域外において都市計画決定したもののうちの供用部分。公園的な利用がなされ、あるいは現実に公園及び緑地として実体を備え、都市公園法で管理されるものが全て都市公園となり得る。

P2、P13

としりょくちほう

● 都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。昭和48年9月1日法律第72号。

P4

は行

ヒートアイランドげんしょう

● ヒートアイランド現象

ヒートアイランド(heat island=熱の島)現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれる。

P50

びきしょうかんわ

● 微気象緩和

市街化が進展すると、一般的に都市が温暖化するが、都市内に存在する森林や草地等の緑地は、周辺よりも気温をやや低減させ、湿度を高く保つなどの効果を持つ。都市内の緑被率が高いほど、これらの効果が高まるということが、様々な研究報告から明らかになっている。本計画でいう微気象緩和とは、都市内の緑地が持つこのような作用のことである。

P29

ぶんかざいほごほう

● 文化財保護法

文化財を保存し、その活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。昭和25年5月30日法律第214号。

P18

ほあんりん

● 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

P18

ほっかいどうしぜんかんきょうとうほぜんじょうれい

● 北海道自然環境等保全条例

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)その他の法令と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止し、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする条例。昭和48年12月11日条例第64号。

P18

ほっかいどうみどりのきほんほうしん

● 北海道みどりの基本方針

道内都市圏における緑地の保全や緑化の推進等に係る考え方や方向性を示し、関係機関や住民の理解と協力を得ながら都市の「みどり」の保全や整備、質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的とし、「北海道広域緑地計画」を改定し、2019年(平成31年)3月に北海道が策定。

P34

ら行

ライフサイクルコスト

● ライフサイクルコスト

構造物等の設計、建設、維持管理や修繕、解体処分するまでの全期間に要する費用。

P57

第2次釧路市緑の基本計画

2021年(令和3年)3月18日策定

2026年(令和8年)3月25日改定

釧路市都市計画課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL : (0154)31-4555

FAX : (0154)25-8149

MAIL : to-toshikei@city.kushiro.lg.jp



第2次
鉏路市 緑の基本計画